



## 不当な掲示撤去を許さないぞ! 静岡地本が地労委に申し立て!

6月11日、静岡地本は、会社が職場の組合掲示板から情報を一方的に撤去したことは不当労働行為だとして、静岡県労働委員会に救済を申し立てました。

この会社の行為は、昨年の年末手当において組合員3名に5%カットが行われ、カット理由の一部と抗議を記載した情報『JR東海労静岡』No.15を、撤去理由を言わずに撤去したというものです。

申し立て後、静岡地本は「掲示物不当撤去地労委闘争決起集会」を開催しました。本部淵上委員長をはじめ、各地本からも参加しました。山本委員長は挨拶で「組合員を専任Vに差別するためのボーナスカットである。カット理由の公表を怖れて、会社は不当にも掲示物を撤去した。同じ案件で闘っている関西の仲間と連携し、地労委闘争を勝利しよう」と訴えました。また、プロジェクトリーダーの秋山副委員長は「掲示物は組合の宝だ。会社の行為は宝を盗る行為だ」と、闘う意欲を示しました。



集会で挨拶する静岡地本山本委員長



静岡地労委で申立書を手渡す



新幹線関西地本熊沢法対部長より「檄」